

○宇都宮市子ども・子育て会議規則

平成25年6月28日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第44号）第8条の規定に基づき、宇都宮市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子ども未来課において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。